

取引所外国為替証拠金取引に係るマーケットメイカーに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第2章第3節の規定に基づき、マーケットメイカーについて、本所が必要と認める事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、特に定めのある場合を除き、業務規程及び取引所FX取引特例に定めるところによる。

(マーケットメイカーの指定)

第3条 取引所FX取引特例第21条に規定するマーケットメイカーの指定に関して本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

- (1) マーケットメイカーの指定を受けようとするFX取引参加者又はFX取引資格を取得しようとする者（以下「指定申請者」という。）は、本所に対して「マーケットメイカー指定申請書」を提出するものとする。
- (2) 本所は、マーケットメイカーの指定について、当該指定申請者の次条第1号から第3号までに規定するマーケットメイカーの義務を遂行するために必要なシステム並びに内部管理体制及びリスク管理体制の整備状況並びに本所の市場状況を総合的に勘案し、審査を行うものとする。
- (3) 本所は、マーケットメイカーを指定するときは、その任期の開始日時を定めて、当該マーケットメイカーに対して書面により通知するものとする。

- (4) 本所は、対象金融指標ごとに1以上のマーケットメイカーを指定するものとする。
- (5) 本所は、対象金融指標ごとに指定するマーケットメイカーの数について上限を定めることができるものとする。

(マーケットメイカーの義務等)

第4条 取引所FX取引特例第22条第8項に規定するマーケットメイカーの義務等に関して本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の提示

マーケットメイカーは、マーケットメイカー売呼値とマーケットメイカー買呼値の双方を本所が定めるスプレッド幅（基準値段とのマーケットメイカーが行うマーケットメイカー売呼値との差又は基準値段と当該マーケットメイカーが行うマーケットメイカー買呼値との差のうち大きい方の値幅をいう。）の範囲内で提示しなければならない。

(2) 呼値の数量

マーケットメイカーは、マーケットメイカー売呼値とマーケットメイカー買呼値の双方を、本所が定める数量以上の数量により提示しなければならない。

(3) スワップレートの提示

マーケットメイカーは、スワップレートを、毎取引日、原則として立会終了時の45分前から15分前までの間に本所が定める方法により提示しなければならない。

(4) 前3号の規定にかかわらず、マーケットメイカーによる義務の履行が困難と本所が認める場合は、前3号の規定を適用しないことができるものとする。

(代理マーケットメイカー)

第5条 本所は、対象金融指標ごとに1以上の代理マーケットメイカー（あらかじめ対象金融指標ごとに指定しているマーケットメイカーがマーケットメイカー呼値の提示が困難な場合に、当該マーケットメイカーに代わり当該対象金融指標においてマーケットメイカー呼値を提示する義務を負うFX取引参加者をいう。以下同じ。）を指定することができる。

2 本所は、対象金融指標ごとに指定しているマーケットメイカーにおいて当該対象金融指標の取引所FX取引に係るマーケットメイカー呼値の提示が困難になった場合であって、本所が本所の市場における取引所FX取引の状況等から必要と認めるときは、当該対象金融指標に係る代理マーケットメイカーにマーケットメイカー呼値を提示させることができるものとする。

3 マーケットメイカー呼値を提示することとなった代理マーケットメイカーは、本所が必要と認める期間において、指定を受けている対象金融指標の取引について、取引所FX取引特例第22条第1項から第3項までに定める義務の履行に努めなければならない。

4 代理マーケットメイカーが当該対象金融指標におけるマーケットメイカー呼値の提示を終了し、当該代理マーケットメイカーが当該対象金融指標に係る建玉（代理マーケットメイカーとして取引所FX取引を行ったことにより生じた建玉に限る。）を有する場合には、当該代理マーケットメイカーは当該対象金融指標に係るマーケットメイカーとの間で、本所が適当と認める方法により当該建玉に係る整理を行うことができる。

(マーケットメイカーの指定の取消し等)

第6条 本所は、取引所FX取引特例第24条の規定に基づき、マーケットメイカーとしての業務の全部若しくは一部の停止又はマーケットメ

イカ－の指定の取消し等を行うときは，当該マ－ケットメイカ－に対し，業務の停止又は指定の取消し等の効力発生日時を定めて，書面により通知するものとする。

(マ－ケットメイカ－の辞任)

第7条 マ－ケットメイカ－が取引所FX取引特例第25条の規定に基づきマ－ケットメイカ－の辞任を希望するときは，辞任の効力発生日時の6か月前までの本所が定める日時までに，本所に対して書面により通知するものとし，本所がこれを認めた場合に辞任することができる。

2 前項の規定にかかわらず，マ－ケットメイカ－は，真にやむを得ない事由により取引所FX取引特例第22条に規定する義務等を履行することが困難である場合には，本所の承認を受けてマ－ケットメイカ－を辞任することができる。

(マ－ケットメイカ－責任者の届出等)

第8条 マ－ケットメイカ－は，マ－ケットメイカ－の業務を統括するマ－ケットメイカ－責任者1名とその下でマ－ケットメイカ－の業務の処理に当たるマ－ケットメイカ－取扱担当者1名以上を選任し，あらかじめ書面により本所に届け出るものとする。

(必要事項の決定等)

第9条 本所は，この規則に規定するもののほか，必要な措置を講ずることができる。

2 本所は，前項の措置を講じたときは，遅滞なくマ－ケットメイカ－に通知するものとする。

付 則

この規則は，平成21年6月16日より施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日より施行する。